

複檀家制と夫婦別・親子別墓制

——日本の親族研究への一視角——

野 口 武 德

一、まえがき

私は昭和三十九年の第十九回日本人類学会・日本民族学会連合大会⁽¹⁾において、「沖縄の池間島では夫婦の墓地が必ずしも同じでなくともよい。またひとつの家において、現戸主と相続人たる長男の墓地が必ずしも同じ場所でなくともよい」ということについて具体的な事例をあげるとともに、そのことが池間島の親族組織を支えるイデオロギー（精神的支柱）となっていることを指摘した。その前後から日本内地の墓制に注意して行く過程で、八半檀家制や男女別墓制⁽²⁾に関する若干の資料を知り、新たな関心をよびおこされるとともに、これらの興味深い資料が、概して日本の墓制のひとつつの型として把握され、私が関心を抱くような族制研究の面からは、さほど大きな問題とされていないことに気付いた。

本研究⁽³⁾について多くの先哲諸氏の御指導やアドバイスを得た。とくに本学民俗学講座の大藤時彦教授、鎌田久子助教授、平山敏治郎教授（大阪市大）、喜多野清一教授（早大）、小川徹教授（法大、本学講師）、大林太良講師（東大）、村武精一助教授（都立大）、金子エリカ講師（もと都立大）にはお礼を申し上げたい。

本研究においては、さきの発表を土台にし、そのようなことが日本の各地から見出される男女別墓制、あるいは半檀家制とどのように関連し、それが日本の親族組織の研究の中で

註 (1) 第十九回日本人類学会・日本民族学会連合大会発表「八入墓規制」からみた沖縄・池間島の親族組織 一九六四・京都
(2) 昭和四一年度日本民族学会研究大会における発表「半檀家制と男女別墓制」をもとにして加筆したものである。

二、複檀家制・男女別墓制の事例⁽³⁾

本論に関する従来の研究報告を研究史的にふりかえりながら整理を試みてみたい。

(1) 柳田国男先生の研究

柳田先生は昭和十五年に「靈出現の地」という論文の中で、

「豊後日田郡の法華院温泉の附近にメタツチュウ・ヲタツチユウと称する二所の靈地があつて、現在は共に墓場となり、宝永頃からの石碑もある。一方は女ばかりの墓場、他

は男のみの墓場と説明する由。川口孫治郎氏の話で聴いたことがあるが、墓地に男女を別つという風習は疑わしい。」

とのべておられる。これだけでは、こういう風習が日本にあることが疑わしいというのか、あるいは大分県にあるのが疑わしいのかはつきりしないし、知るすべも今はないが、民俗学において第二次世界大戦以前における私の知る唯一の記述である。

(2) 最上孝敬氏の研究

日本民俗学において、墓制、なかんすく両墓制の研究で知られる最上氏は昭和二八年に「男女別墓制ならびに半檀家のこと」⁽⁴⁾という論文を発表し、この問題について、はじめて多くの具体的な資料を提出し理論的検討を加えた。その概略は、

「まず男女別墓が、千葉県市原郡湿津村勝間部落でみられ

る。現在は男女一緒にあるが、部落内の特定の家で男女の墓を別にしているところがほかにもある。そのひとつは千葉県長生郡日吉村針ヶ谷の前橋家で、ここでは他家から嫁いだ娘は嫁ぎ先の墓に入るの、結局前橋家の墓は男ばかりが葬られている。

また東京都青梅市塩船の観音寺の別当の家では男はその観音寺の境内に葬るが、妻達は村の共同墓地に葬られている。

山梨県南都留郡君野村内部の法印である柏木一家の墓も男女別であり、この家では大天狗様の境内の近くに葬るが女は別である。」

以上のような資料を出したうえで最上氏は次のようにのべている。要約すると、

「特別な聖職にあつたものは境内の中に葬り、まつるという例は全国的である。一般寺院の住職なども男は境内の一画に葬られ、妻や娘は村の一般の人々と同じく別の所へ葬られる。前橋家は家格の高い家であり、女性の地位の低さが男女別墓の慣習を生み出したのである。おなじ千葉県の最初にあげた勝間の別墓も信仰上の習俗とかわりがありそうである。千葉県一帯は、出羽三山にまつわることの生活においてはさがきかない。出羽三山にまつてきた人（男）は「行人」と呼ばれて特別な葬り方をし、女は埋

葬だけであり、むしろ女をいやしむ様子さえある。同じような例は千葉県海上郡嚙鳴村にもみられる。」
という。最上氏は男女別墓は一般的にあるというのではなく、特定の家一家格の高い家、聖職にある者の家一一にみられる風習で、それは女性をいやしみ（けがれ多き者）という考えにもとづく、女性の地位の低さから男女別墓の慣習が生まれたと考えておられる。

次に「半檀家」については、菩提寺を別にする風習として次の部落をあげられる。

- (1) 千葉県市原郡温津村作
(2) 大作
(3) 小田部
(4) 神崎
(5) 市原村門前
(6) 市東村永吉
(7) 戸田村馬立
(8) 長生郡長柄村山根
(9) 印旛郡宗像村岩戸
(10) 茨城県猿島郡岩井町
(11) 結城郡豊岡村
(12) 東京都練馬区内の莊嚴寺
(13) 光伝寺
- 千葉県市原郡温津村荻作では男は本寺、女は末寺といずれも真言宗の寺であるが男女は別檀家であり、同村の大作・

小田部部落、神崎部落の根本家、市原村門前部落でも益など男女別に両方の寺から供養の読経に入る。市東村永吉の大網家は日蓮宗であるが同様で、印旛郡宗像村岩戸では香取家の二軒が半檀家で男は真言宗の寺、女は曹洞宗の寺に属している。茨城県猿島郡岩井町では相当多数の家が半檀家であるが、ここでは男は全部浄土宗の寺に、女は全部真言宗の寺へと帰属がはつきりと男女別である。同じく東京都練馬区の二寺はともに真言宗であるが男女別である。以上資料のもとに最上氏は次のごとくのべてている。以下要約すると、

「(1)寺院がひろく個人の葬儀や供養を取り扱うようになつたのはそう古いことではない。(2)二つの寺、本寺・末寺の関係にある寺が同じ檀家に關係することはほかにもその例がある。たとえば茨城県結城郡豊岡村では本寺はもっぱら死者の葬儀の主宰者であり、ハイショと呼ばれる末寺は、その葬儀に僧侶が出席し立ち合はばか、その後の法事一切をとり行う。またこの場合ハイショは檀家の住居に近いところにあつて檀家と密接な關係になる。常に男は本寺、女は末寺に属し、一家の男子が特別に尊重されている風習がある。このように男子に対しても女子を卑下してみる考え方があり、寺を本寺・末寺と二寺にわけ、二つの寺に帰属する制度を生んだのである。(3)しかし半檀家制のところで、帰属する二寺の間に本寺・末寺の関係がみられない場合、宗旨のちがう寺に男女別に属する場合の資料があるが、これ

はどのように説明されるのであろうか。本来同系の寺で本末関係にあつたものが、後々の変化でその関係がくずれ、あまつきえ宗旨換がおこなわれたのに半檀家の風のみひきつがれてきたのではないか。」

と論じてゐる。最上氏の説は男女別墓制・半檀家制ともに日本村落社会において女性の地位が低くなつたと考へることを前提にしてゐる。しかし男女別墓制が他地域の特別の家でない所にもみられることや地位の基準のことなど現時点では疑問点も多く存在する。

(3) 杉本尚雄氏の研究

最上氏の論文が発表された翌年の昭和二九年に杉本氏は「男女別墓制及び半檀家について」⁽⁶⁾と題する研究を発表した。そこでは熊本県玉名郡腹赤村にある慶安二(一六四九)年の文書をもとにしている。これには腹赤村四戸の家の各家庭成員の檀那寺が記入されていることからそれを分析したもので、あきらかに半檀家ないしは複檀家制と呼べる形をとつてゐる。杉本氏の論を要約すると、とりあげた四つの家において、

「例[I]」の家は男児は父親の、女児は母親の檀那寺にそれ

ぞれ分属している。一家が二つの寺院に半分ずつ檀家となつてゐる。二つとも浄土真宗の寺である。

例[II]、例[III]においては、二組以上の夫婦を含む家族についてみると、家族が三つの檀那寺に分属している。ここでは男子の檀那寺は養子でない限り同一だが、嫁となつて入つて来た女性の檀那寺によって、二組の夫婦がいたら三つの檀那寺に分属する例があげられ、家族の中に含む夫婦の数が多いほど檀那寺の数は多くなる可能性がある。また姉家督相続の形で婿養子が入つて来ても彼の檀那寺は実家のものであつて嫁家のものにかわるものではない。

例[IV]では結婚した夫婦で一番目の妻が死に、二番目の妻が入つて来た場合の先妻が産んだ娘がどこの寺に属するかを調べてみると、その娘は死亡した母の檀那寺に登録されている。この時代、この村では妻と夫が同一の檀那寺に属すのは四戸中、一戸にすぎない。」

とのべておられる。男女別の複檀家制の典型的な例である。

このように最上氏の論文は、その後の研究の導火線となり、よりどころとなる役割をはたしたのであつた。杉本氏の研究の結果を最上氏の発表と比較してみると、大体次のようなことが言える。

(1) 最上氏の報告にみられるような本寺・末寺の関係で男が本寺・女は末寺というように女性の地位に關係して檀那寺を別にするようなことはない。

(2) 男児は父親に、女児は母親の系譜をひいて所属の檀那寺が決まるということは最上氏の報告では出でこなかつた。

(3) 二つの檀那寺だけでなく、一家が三つ以上の寺の檀家になるというのは新しい資料であるが、ここにおいて嫁に來た女性は実家の、それも母親の系譜をひいているという事実でこれは日本の親族体系を考えるうえで重要な資料である。

杉本氏は同じような問題について、ふたゝび「男女別の寺

檀制」⁽⁷⁾といふ発表を昭和三一年にもおこなつてゐる。最上氏も杉本氏も村内で特別な聖職にあるものの墓地が男女別になつていたことを指摘する点では共通している。

(4) 桜田勝徳氏の研究

桜田氏は昭和二九年に長崎県西彼杵郡野母村の宗門改人別帳の分析から、「半檀家に関連して」⁽⁸⁾という報告をした。その分析によると、

「同一家族員が必ずしも同じ寺に所属していない。妻や母は里方の寺関係を維持している。結婚によって宗門の変更はない。生まれた子供は男女を問わず、その家の寺に属する。男の養子が入り、跡とりになつても宗門は里方の寺関係を継続する」

ここでは杉本氏の報告と異なつて、子供は性別に関係なく、父の寺に属し、結婚しても実家の寺に属するという型である。さらに桜田氏は、

「祖先祭祀という家の祀りにおいて、他家から嫁いで来た母の靈をこのよだな寺関係において、どのように取扱つて來たか家庭制度研究上、新しい問題を提起するかも知れない。」

と/or、從来の半檀家研究とは異つて、これを日本の家族・親族組織と重要な関連をもつ祖先祭祀と関連させて考察しようととする意図がうかがわれる点が、きわめて特徴的であると言わねばならない。また同様な例を氏は石川県・岐阜県でも

知つてゐるといわれる。

桜田氏はついで昭和三二年「野母村の宗旨御改絵踏帳から」⁽⁹⁾を発表されて、前述の報告を一段と詳しく分析された。その中でも本論の主旨と直接関連する部分の概要は以下の如くである。

(1) 家族の寺関係が二寺以上にわたる家の数は明和三年に三六六軒中、一五軒。それが弘化四年には四九二軒中、四二軒と減少している。八二年間に家数は一二〇余も増加しながら複檀家は減少している。この村の複雑な檀徒関係が幕末期に整理されつづけたことがうかがえる。

(2) 桜田氏はそこで弘化四年の複檀家の構造を分析されるが、そこにおいて(1)家族の中で他家から入嫁したと思われる妻・母・嫁(息子の嫁)は寺関係を異にしてゐるが、これは生まれた時の寺関係を入嫁者が嫁入り先まで持ちこんだものであろう。即ち生まれた時の寺関係は縁組による家の所属の変更によつて変ることはないという原則があらゆる

場合に貫かれていたとは認めることが出来ないにしても、複数寺関係の成立を支える有力な一つの理由となつたとみても良いと思われるようである。(3)このことは入籍の場合も同様である。(3)また生家を同じくする兄弟姉妹の間でも何らかの事情により寺関係を異にする場合もあることを示すようであり、多人数の兄弟中、唯一人が異なる例もある。④更に次のとく、親の世代と子の世代の間で、家と寺の関係が世代毎に變るかもしれない極めて不安定な状態も

みられる。⑤弘化四年の帳簿には男女別檀徒関係を見出すことは出来ないが、明和三年度の分には明らかに見出し得る。

以上のごときへまとめて、該当する豊富な資料を桜田氏は詳細に分析されるのであるが、氏の次の言葉は意味深い。

「しかしいずれにせよ、通例吾々の家と寺との関係は、家の先祖祭を安心して任せるという檀家側の寺に対する期待によって大きく支えられてきたと思うが、このような考え方是一家一寺的な枠内での考え方であつて、野母村のこのような寺関係を理解するには、もつとこの枠から脱却した世界にとびこまねばならぬようと思われる。」「野母の人はすべて藏徳寺、海蔵寺、金徳寺の三檀徒に区別され、そのあの世の管理まで三寺別に行われているのではないかと推察される。」と述べておられるが、筆者の意図するものも、このような事例が日本の親族組織の構造とどのように関連するかという疑問を解明したいひとつの試みなのである。

(5) 竹田旦氏の研究

族制研究の中でも、特に隠居制の問題を追求しておられる竹田氏は昭和三年に「分住隠居制の問題」⁽¹⁰⁾といふ論文を発表したが、その中で男女別墓制と半檀家制と分住隠居制との関連について述べている。竹田氏は分住隠居の資料をみると偶發的な事例をのぞくと、全て分住隠居制の村では、死後の靈を誰がまつるかということで、位牌を誰が持つかに注目して分析しているが、それによると、

「全資料が父は本家と、母は分家と結合してこの逆はない。何故このようになったかといふと、本家意識乃至は本家の男系相続意識の強化して来た過程に、分住隠居が発生したのではないかということである。すなわち、隠居分家によつて両親が本家を去るという慣行に対し、長男相続の普及がもたらしたひとつ近世的な妥協策ではないかといふわけである。男系尊重の観念が発達すれば、隠居制又は小家族分立的な族制そのものを破壊してしまうだろうが、その過渡期に一見奇妙な慣行が発生することは当然予想してよい。そして男女別墓制・半檀家の習俗自体が、家における男系意識の強大化ということと無関係ではあるまい」(傍点筆者)

とのべている。竹田氏の論文は先に紹介した最上・杉本・桜田三氏の報告をもとにした主張であるが、家族制度と関連させたことは面白いが、男系意識の強大化の過程で、男が優位に立ち、女が劣位になつていつたので男は本寺、女は末寺、墓でいえば男が良い墓、女は普通の墓というように別になつたという考え方は最上氏の説の系譜をひくものであり、最上氏が主として述べた千葉県一帯では半檀家制成立のひとつ型として理解出来るとしても、これを一般論化することには納得出来ない。むしろ檀家制の確立の過程、男系意識が強くなつてくる過程の所産といふ考え方より、逆に本来別々であるか(階層の問題がからむが)、制度化した入墓規制も持たなかつたような状態から、したいに男女(夫婦)同一墓地・一

家一寺（非複檀家）へと進み、統一されていったと見方があると私は今のところ考へてゐる。

竹田氏は前述論文と同様な論を、氏の学位論文「民族慣習としての隠居の研究」（昭和三九年刊）⁽⁴⁾の中でも論じてい

(6) 原田敏丸氏の研究

昭和三二年一月、原田氏は「男女別の寺請制」⁽⁵⁾を発表された。そこで氏は豊田武教授の研究⁽⁶⁾、杉本尚雄氏の発表

（前述）にふれながら、類似した半檀家の例が、

①岐阜県中津川市茄子川（旧美濃国恵那郡茄子川村）の元祿十一年宗門改帳（岐阜県瑞浪市小川鉢一氏所藏文書）にみられること。そこでは男が淨土宗で、女は禅宗（但し下

人・下女は男女別なくすべて禪宗）の檀那となつてゐる家が數戸含まれてゐる。

②このように一戸の家族のうち男女の性別によつて檀那寺及びその宗派を異にする例は、滋賀県東浅井郡びわ村大字大浜、同県高島郡マキノ町大字西浜の同じ宗旨改帳にもみられ、これらの場合は幕末或はそれ以後までもその形態を存続してゐる。

③大浜村にある「証文」によればここ三戸の家においては宝暦十二年以後男女別に檀那寺を改める宗旨替えを願いでて、男女別の檀家制になつてゐる。

④これらの事例の社会的意味については、以上の史料だけ

を以てしては、もとより何らかの特定の結論を見出しえべくもないが、今後、もしなお多くの史料を得ることができればただ単に一寺一家制の例外をなすものであるというだけではなく、家族内部の社会的構造或は機能の実体に關係する史料として採り上げができるかも知れない。という報告をしておられるが、これは半檀家と呼ばれ、私が△複檀家▽と呼びたい事例に一致する。

(7) 中村正夫氏の研究

昭和三二年八月に中村氏は「対馬藩豆酸郷の男女別寺請制」⁽⁷⁾を発表され、対馬藩の宗旨改めの方式を細大に亘つて規定した、文政九年丙戌「宗門改覺書」（対馬厳原・万松院宗家文書）の中にみられる記事というものを紹介しておられる。それによると、

①豆酸郷ばかりは男子は父の宗旨、女子は母の宗旨を用いこれによつて嫁入・聟入する者は宗旨を持參する。いつの頃から改めたのか、現在では他郷なみになつた。

②これが宗門人別改帳などの地方史料でなく、藩の公文書であることに注意せねばならない。またここで言えることは寺請関係において、男女両系を辿ること、それは婚姻による身分上の変化も影響がないことを明示している。

③男女別寺請制を以て一寺一家制の先行形態とみなし、段階的に考へることは即断にすぎるであろうが、男女別寺請制から一寺一家制への移行がみられたことは確かであるから、それを単に上からの統制だけで割切つてしまはずに、

やはりそのような統制に対応する内的な要求、即ち家族制度の変質とか仏教信仰の変容とかの内在的契機を、その他諸条件を加味しながら考察してみる必要があると思う。いい換えるならば、一寺一家制は「宗旨改め」の強化を直接の契機としたにしても、それはまた近世における家父長制家族の一層の純化と絡み合っていたと思われるから、同じようにして男女別寺請制を支えてきた社会的基盤があらためて問題視されねばならない。

とのべておられるが、これは近世史の問題であると同様、現在においてもそれが見られる地域においてはそれを支えていいる社会的基盤に注意せねばならず、それがどのような形であらわれ、他の社会組織に反映がみられるかが、我々の課題であろう。

(8) 脇坂昭夫氏の研究

昭和三四年に脇坂氏は「寛永期の尾道町宗旨人別帳について」という論文を発表された。尾道の宗旨人別改めの発達についてはさきに長沼賢海氏の研究があるが、脇坂氏の研究はその内容の詳細な分析であり、その中に複檀家についての注目すべき資料が一部含まれている。脇坂氏の分析によると、「一般庶民の家においては、子供は性別にかわりなく父の寺に属するのが一般的で、つぎに多いのが男の子は父の寺に、女の子は母の寺に属することが多い。」とのべておられる。これは前述の杉本氏の熊本県、桜田氏・中村氏の長崎県にみられる型がともにみられる型である。

(9) 森岡清美氏の研究
森岡氏は昭和三九年「真宗教団と家制度」という大著を著されたが、その中で日本の家制度と檀家制度を直接関連づけて論じられた。氏の論を要約すると、

「寺と檀家とは特定主義的な結合関係で長く寺院を構成する基礎的な社会関係であった。しかし、辻善之助氏の指摘にある如く、古くは誰の家は何の宗旨と決まりのあるものではなかったのであり、それが定まったのは江戸時代のことである。その基礎は室町時代の地方大名と僧侶の師檀関係にあるが、それを一般庶民の間にまで下降浸透せしめた直接の契機は近世初頭の寺請制度にある。これによつて、人々は必ず特定の檀那寺を持ち、かつ個人の任意によってではなく、家としてこれとの関係を維持せねばならなくなつた。——しかしながら近世初期には一家のなかでも所属寺院を異にし、しかも宗派まで異なることが稀ではなかつた。」

として、半檀家（複檀家）の例を紹介され、さらに「庶民の檀家制度が確立する前の姿を示すものであろう。」と結論づけられている。

(10) 若干の補遺

私が日本内地の男女別墓・複檀家に興味を抱いたのは新しい。後述の沖縄池間島の男女別墓・親子別墓の資料をまとめたところからである。それ以後自分の調査で得た資料を若干ご紹介したい。

①千葉県長生郡長生村一松地区では現在でも複檀家制がみられる⁽⁴⁾。この地区の半檀家は前に最上氏が紹介された型、つまり男(本寺)、女(末寺)という型が標準で、特殊例として、夫は本寺、妻は末寺、子供は末寺の中で妻(子からみれば母)とは別の末寺というのである。一松付近は俗に「七里法華」といわれて法華宗が非常に多い。そこで自然に宗派の異なる二寺の別檀家ということは、隣りの一宮町の如くではない。一松付近における本寺・末寺の関係は次のようになる。本寺は葬式の時に導引を渡すのが役目で、それ以外の彼岸、盆の供養などの一切の仕事は末寺がとり行う。

一松地区の複檀家の成立、条件については次のようにいわれている。

(1)寺の建立当時あつた家は△本家株▽とみられて、全て複檀家制をとっているが、以後分家した家は複檀家ではない。

(2)半檀家の成立の話は寺の建立の由来と結びついている。

今の大本山である鷲山寺が鳩の巣という所にあつた。ところが、大本山の九代目住職の「日幡」が、その頃一松にあつた真言宗の寺である本徳寺の住職と問答して勝ったので、新たに本興寺を一松に建て(永正十五年)、中本寺とした。以後は次第に勢力を拡張して末寺を作り、八つの末寺と六つの坊(現存は二)が建てられた。複檀家は本興寺と末寺の関係で出来た。

この話も、「七里法華」の話も、また複檀家成立の伝えも、ともにこの附近が他宗から法華宗に変り、法華宗地帯になつ

たという一連のいきさつの説明をする話となつてゐる。これらの説の当否はともかく、複檀家の成立が寺の新しい建立、経営という政治的なレベルの問題に結びつけて説かれていることは興味深いし、複檀家制の成立のひとつ的原因として、種々の意味での宗旨換えがあつたことも予想しうる。

②千葉県一宮町の複檀家については、「一宮町史」⁽⁵⁾にも記されているが、概略は次のようなものである。

東見浪地区の大村・枇杷畑・権現前・原の一部には複檀家が二十数軒存在した。これは宗派の異なる二つの寺が同じ家の葬儀を行つというように男女の別によって担当宗派が規定され、男子は遍照寺(天台宗)、女子は実本寺(法華宗)が行う。

一宮地区の複檀家の消滅は明治初年のことで、二寺の檀家であると経済的負担が大きいだけでなく不便でもあるといふので、話し合つて二寺に檀家を配分して、現在は一家一寺であるという。ここでも法華宗がからんでいる。

③愛知県日間賀島は瀬川清子氏の研究⁽⁶⁾で知られているが、この西の港(西里)のそばにある「五十鈴館」という宿には家系図が残されているが、それには故人の所属寺院が明確に記されている。これによると男は「呑海院」で、女は「安樂寺」か「長心寺」とあきらかに複檀家制をとつており明治以後呑海院に統一されている。何分短時間の調査であるので(昭和四一年四月)、そのいきさつや背景について詳しいことは云えないが、本論に概当する資料であることにはちがいない。

以上のこととをまとめてみると、次のようなことがいえよう。

(1) 従来半檀家と呼ばれているものは、一軒の家が二つの寺に関係するとは限らないので、△半檀家△と呼ぶより、△複檀家△と称する方が妥当で、学術用語としては△複檀家△と△複檀家△と称する方が妥当であろう。そして、この△半△と△複△という用語の差は、家の問題、親族の問題としてこれを考える際の研究者の基本的態度とも関連してこよう。

(2) 型の上から分類すると①男女という性別で分かれるもの。②生まれた家の戸主(男)の檀那寺を結婚などに関係なく維持するもの。③戸主個人によつて規定され、世代の差で檀那寺を異なるもの。以上原理的には三つの型に分けられその他のものは、以上の三型のいずれも亞型として原理的にはとらえることができる。

(3) 今までの報告から、その分布を、大ざっぱに県別でみると、熊本・長崎・大分・広島・滋賀・岐阜・石川・愛知・山梨・東京・千葉・茨城・新潟の十三の所でみられ、東北地方にはほとんどなく、西日本に多い。

(4) そしてほとんどが明治以降は一家一寺に統一され、現在でもその習俗をみるのは千葉県が中心で、法華宗地帯に比較的多い。

(5) 複檀家が階層的にみて、本家株とか聖職につく家等、上層にみられる一部ではいえるが、決して絶対的な条件

ではない。つまり、家格とか男の優位とかの権威による説明はあくまでも地域的な特性としての説明は可能でも一般化は出来ないということ。

註 (3) 私が従来用いられていない△複檀家△といふ語を用いるのは、それが一家二寺と限らず、三寺、四寺と理論的には無限の可能性が考えられ、現実的にも、三寺などは多く見出せるからである(熊本・長崎・千葉等)。但し先学の研究の紹介にはその発表当事者の用いられた用語にしたがって紹介した。

(4) 柳田國男「靈出現の地」『民間伝承』五巻ノ七号。一頁。
(5) 最上敬敏「男女別墓制ならびに半檀家のこと」『日本民俗学』第一巻二号。八五頁一八九頁。

(6) 杉本尚雄「男女別墓制及び半檀家について」『日本民俗学』第一巻四号。七五頁一八〇頁。

(7) 杉本尚雄「男女別の寺檀制」『社会と伝承』第一巻一号。二一頁一二四頁。

(8) 桜田勝徳「半檀家に関連して」『民間伝承』第十八巻一号。五四頁一五五頁。

(9) 桜田勝徳「野母村の宗旨御改繪踏帳から」『社会と伝承』第一巻五号。一四五頁一一五二頁。

(10) 竹田旦「分住隠居制の問題」『日本民俗学』第三巻四号。一頁一二三頁。

(11) 竹田旦「民俗慣行としての隠居の研究」未来社。昭和三九年。

(12) 原田敏丸「男女別の寺請制」『社会と伝承』第一巻三号。九三頁一九五頁。

- (13) 豊田 武「日本宗教制度史の研究」。
 (14) 中村正夫「対馬藩豆酸郷の男女別寺請制」『社会と伝承』第一卷五骨。一八四頁—一八五頁。
 (15) 脇坂昭夫「寛永期の尾道町宗旨人別帳について」『広島大学文学部紀要』第十五骨。七二頁—九〇頁。
 (16) 長沼賢海「宗旨人別改めの発達」『史学雑誌』四〇巻十一号。
 (17) 森岡清美「真宗教團と家制度」。未来社。昭和三九年。
 (18) 上智大学史学会・史学研究会は近年継続的に大がかりな千葉県長生郡一帯の考古学・歴史学・民俗学的調査を行っているが筆者は白鳥芳郎教授から依頼を受けて、昭和四〇年三月、調査に参加し、複数家屋及び漁業に関する若手の指導と助言をさせいただいた。その時の調査の結果は民俗班の学生諸氏の手でまとめられ、左記の報告書に記されている。

上智大学史学会・史学研究会編「千葉県長生郡総合調査、昭和四〇年度中間報告」。昭和四〇年十二月。
 また昭和四一年一月、上智大学生・岡田宏二君と一松地区の詳細な調査を再び行った。

- (19) 一宮町史(編纂委員会編)「一宮町史」。昭和三九年。
 (20) 順川清子「日間賀島民俗誌」。刀江書院。昭和二六年。

三、沖縄池間島の入墓規制——親子別墓制の事例——⁽²⁾

〔I〕 別入墓制の背景をなす社会⁽²⁾

問題の所在

沖縄古群島の池間島においては、老人層とくに婦人達か

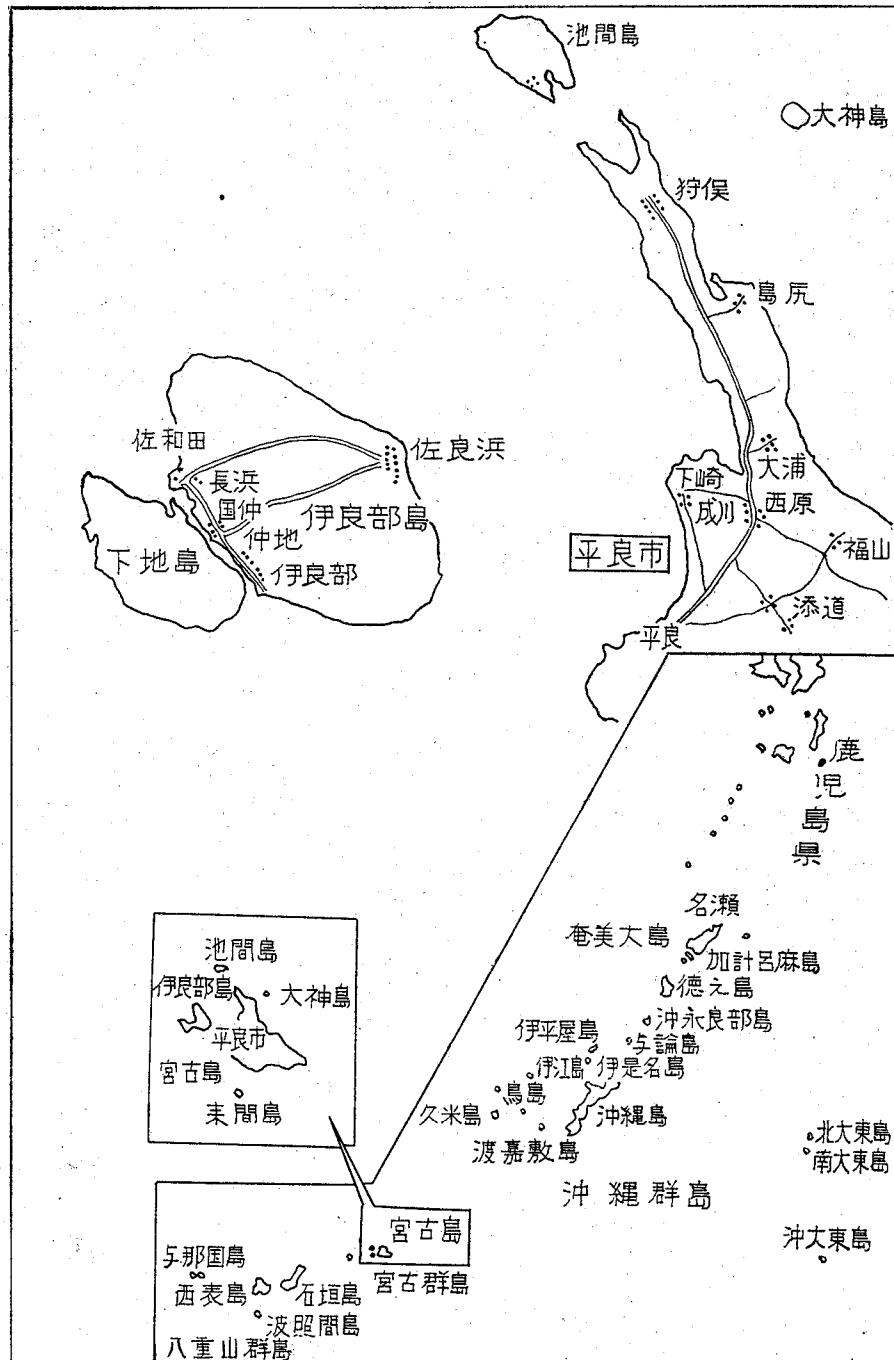
ら「昔は夫婦はそれぞれ自分の実家の墓に入ったそうだ」とか、「人間は死ねば自由だから」というような言葉を聞くことが出来る。事実池間島における死後の夫婦の墓所の決定は従来の日本の墓制の研究発表中には見出しえなかつた例、すなわち「親子別墓制」の例が存在する。

当研究はこの事例に対し、第一に一九六三(昭和三八)年夏現在の①池間島の世帯主全員の中から長男で世帯主となっているもの(若干の未亡人も含む)を抽出し、②さらにつき中から、父母がそろって死亡しているものを一一〇例抽出した。第二に①それらの父母が同一の墓に葬られているか、どうか。②別墓の場合、どこの墓に葬られているか。③その理由は何か。以上の三項を指標として調査したものである。同時に父方祖父母の場合についても同様な調査を行つたのであるが、ここでは父母の世代に限定して報告する。

(2) 池間島の社会組織の諸相

相続は長男相続が一般的であり、世帯の分離期は比較的早く、一時的訪妻婚が一般化している。離婚率は低く、離婚後の再婚はさらに少くてきらわれる。通婚圏では部落内婚(島内婚)率が高く、そういう意味での封鎖性も従来は強かつた。また同年令同志の婚姻も含めて、いわゆる姉女房婚も多いが、これは池間島の社会経済構造と深く関連すると思われるのである。

親族行動における父系親族の役割は小さく、日常生活において重要なのは cognatic kin であるところのハラウズである。



る。この語が特殊であることは小川徹氏の御研究³⁴の結果からも明らかで、宮古群島というより沖縄本島中部以南においてこそしか見出されない。

信仰の場所の中心は他の沖縄の村落において通常みられるごとく「お嶽」(utaki)にあるが、司祭者であるツカサは「くじ」で決定され、特定の家柄や親族関係で決定されることはなく三年交代である。その他地域集団の神、家族あるいは個人単位の神、カツオ漁船組合の神、それにともなう祈願とその信仰の対象や内容は複雑多岐にわたるが、社会集団として興味深いのは、儀礼集団であるところのムトウ(mutu)の存在である。

池間島には四ヶ所のムトウヌヤー(ムトウの家)と呼ばれる建物があり、そこを中心にして集まるのがムトウのメンバードである。同一の父系親族は同じムトウに属し、複数の父系親族が集合して形成され、各人いずれかのムトウに属し、ムトウの神を共同でまつり、ムトウの儀礼(入社式的機能)の時は厳密な年令階梯原理が支配的となる。

社会階層は厳密に区別しつく、旧士族も存在せず、それらは結婚などに反映している。なお宮古島一般に言えるが、池間島でもオナリ神信仰は稀薄である。

(3) 葬墓制

墓制は複葬制³⁵の形式をとっている。けがによる死人、水死人、自殺者、他村での死者をキガズンと呼びキガズンを墓にもつて行くと先祖にしかられるといつて、洗骨をすませる

までは海岸の洞穴の中に入れておく。

幼児の死は(最近崩れ出したが、三才まで)、改葬はしない。また水死体の発見者、抱きあげた人も悪靈ばらいとして池間でも最大級の祈願であるリュウキウニガイを、豚を一匹殺してせねばならず、費用がない場合は遺言して孫の代になつてもしなければならない。異常死は非常に忌みきらわれる。

人が死ぬと靈魂は「北の部落の天へ昇る道」というところから天へ昇る。その附近はおそろしい所とされている。靈魂と家族・親族の別離の時は「神と人の別れ」と呼ばれて、年令合わせにより異なるが、非常に早くやつてきて、その後はばくぜんとした祖靈と化し、個性は失われて行く。

池間島において、現在使用者が判明する墓のうちからアクリ及びキガズンを葬る所、第二次世界大戦後に出来た大和墓(軍人墓)、家族墓をのぞくと、三六ヶ所中、二八ヶ所がのこり、この二八ヶ所全部が共同墓である。同じ墓に入るメンバー相互に血縁関係はなく、モヤイ墓とか組合墓とでも呼んだ方が妥当な墓のメンバーの構成は分村である佐良浜における墓の形成過程においてより明確化する。

〔伊良部島佐良浜における墓の形成例〕

約十八世紀初頭から池間島より次第に分村したといわれる伊良部島の佐良浜は、明治四十年の町村制施行の時までは行政的にも池間島の一部に取扱われ、墓もすべて池間島においていた。

ところが大正八年宮古群島にコレラが大流行した際に、池間島民の結束力を示す良い例であるが、池間では宮古群島の他部落との交通を一年位断つてしまい、食料品なども約一八〇マイルはなれた沖縄本島に船を仕立てて買いに行くということをあえて行つた事実があり、それによって宮古の他部落が多数の死者を出しながら、池間では一人の患者も出さなかつた。

ところで連日死者が続出した佐良浜では、従来の如く、池間の墓へ死者を運ぶことが不可能になつたので、はじめて自分達の部落へ墓を作らねばならなくなつた。しかしその時も父系親族であるから墓を一緒にしようというような観念はいつこうに出てこないで、むしろ氣の附いた友達同志が、経費を出しあって作るという状態であつた。現在、年一回の墓掃除（旧七月七日・タナバタ）なども、このメンバーが年長の者の音頭とりで集まって行つているという実情であり、家族親族での墓まいりということは全くないので、親族と墓を結びつける観念は未発達で、池間島もまた同様である。

宮古平良市には寺がひとつあるが檀家制度は沖縄諸地域と同じく未発達である。かろうじて第二次世界大戦の時の戦死者の位牌を受ける慣習（内地の模倣への積極的態度の一例）が、大和墓＝軍人墓の発生と同時に生まれ、以後位牌を一般的にもらひ受けるようになつたが宗派など意識もしないし、他に寺とのつながりはない。

ところが大正八年宮古群島にコレラが大流行した際に、池間島民の結束力を示す良い例であるが、池間では宮古群島の他部落との交通を一年位断つてしまい、食料品なども約一八〇マイルはなれた沖縄本島に船を仕立てて買いに行くということをあえて行つた事実があり、それによって宮古の他部落が多数の死者を出しながら、池間では一人の患者も出さなかつた。

ところで連日死者が続出した佐良浜では、従来の如く、池間の墓へ死者を運ぶことが不可能になつたので、はじめて自分達の部落へ墓を作らねばならなくなつた。しかしその時も父系親族であるから墓を一緒にしようというような観念はいつこうに出てこないで、むしろ氣の附いた友達同志が、経費を出しあって作るという状態であつた。現在、年一回の墓掃除（旧七月七日・タナバタ）なども、このメンバーが年長の者の音頭とりで集まって行つているという実情であり、家族親族での墓まいりということは全くないので、親族と墓を結びつける観念は未発達で、池間島もまた同様である。

宮古平良市には寺がひとつあるが檀家制度は沖縄諸地域と同じく未発達である。かろうじて第二次世界大戦の時の戦死者の位牌を受ける慣習（内地の模倣への積極的態度の一例）が、大和墓＝軍人墓の発生と同時に生まれ、以後位牌を一般的にもらひ受けるようになつたが宗派など意識もしないし、他に寺とのつながりはない。

(4) 周辺地域との比較

宮古群島における私の調査研究は五回にわたる池間島のイントンシブな調査と、狩俣・島尻・大浦・西原・下崎・成川添道・福山・佐良浜・伊良部・仲地・国仲・長浜・佐和田といいういわゆる宮古北部の十四ヶ部落との社会組織上の比較調査に限定される。

以上の如き社会人類学的調査研究を基礎にして、その関連と非関連（あるいは類似と非類似）を簡単にまとめるところになる。

①お嶽の信仰　お嶽を中心とすることには変りなく、司祭者ツカサの繼承がほぼ「くじ」によって決定されることは類似しているが、お嶽の機能と池間島のムトウの機能が重複しているような狩俣・島尻、あるいは親族を祭祀団の中核とするような例もある伊良部島の一部のお嶽のような場合もあり構造には若干のズレが認められる。

②ムトウ　池間島と類似しているのは狩俣・島尻・大浦に見出され、その他には見出せない。

③親族　いずれも cognatic kin を親族行動の基調とする点においてかわりはないが、その親族集團を指す呼称をハラウズと呼ぶ点で池間島は全く特徴的といえる。

④夫婦別入墓　本論の主題であるが、この慣習は池間においてのみ圧倒的であり、他部落では、むしろ否定的要素が強い。わずかに狩俣・島尻において若干例見出されるが、いずれも特殊例といわざるを得ない。

〔II〕夫婦別入墓・親子別入墓の実相

(1)夫婦別入墓の具体例に入る前に、家族と同一の墓に葬らない場合を一応整理すると次のようになる。

- ①アクマ ②キガズン ③フヅカサの経験者 ④戦死者
- ⑤後妻として入った女性

以上五種の人人が墓を家族と別にするが、この慣習は、他の沖縄の諸部落において、とりたてていうほど珍らしいものでなく、当然本論の対象から除外して述べる。

〔I〕の(1)問題の所在の項でのべたような手続による夫婦別入墓の例は別表「I」のとおりである。該当例一一〇のうち

ち不明の四をのぞく一〇六例中、夫婦同入墓が五八例(約五五%)、夫婦別入墓が四八例(約四五%)と別入墓の比重が大きくなり、これは沖縄の諸地域、及び日本内地の葬墓制に関する諸報告や親族組織と比較検討する際に非常に特徴的な資料を我々に提供するのである。また不明四の処理の方法であるが

<別表 I>

調査例	110
夫婦別入墓	48 (45%)
夫婦同入墓	58 (55%)
不 明	4

であるという池間の墓制の基本的構造とも深い関連を有していると思われる。

(2)別入墓の理由を分類してみると次の如くであるが、圧倒的に多いのは母が希望して実家の墓に入つたという例であり、池間島では遺言の条件のひとつとして、自分の墓を指定するということがある。遺言をのこす余裕もなく死亡した場合は、周囲の者が(家族・親族)どこの墓に葬るべきかを決めた。その場合の判定の基準は①夫婦仲がよかつたかどうか。

②父の母(父方祖母)が実家の墓に入り、祖父(父の父)と別墓であつて、特に本人(父)は父の母(父方祖母)の所に行きたがっていたのではないか。③妻が先き死にして、実家の墓に入っている場合、夫婦仲が良かつた時は、周囲は憚せず妻の墓へ一緒に入れる、などが重要な基準とされる。

〔別入墓の具体例分類〕

①母は実家の墓、父は家の先祖の墓。祖父は祖母が入つてゐる、祖母の実家の墓。(本論で使用する祖父母という語は全て現世帝王の父方祖父母に限定する。以下同じ)

②父が死亡、母は後妻として再婚し、それで母は先夫(父)とも後の夫とも別入墓で実家の墓。

③父は他部落の出身で、部落の墓に帰り、母は池間の実家常に多いという事実と考えあわせて見て、祖先に対する祭祀

が発達洗練された地域と比較した場合非常に興味深いものがいる。これは前述の祖靈化が非常に早いこと、相互に血縁関係を有せぬメンバーによって構成されている共同墓が一般的的

である。これは前述の祖靈化が非常に早いこと、相互に血縁関係を有せぬメンバーによって構成されている共同墓が一般的的

である。これは前述の祖靈化が非常に早いこと、相互に血縁関係を有せぬメンバーによって構成されている共同墓が一般的的

に入る。父は家の先祖の墓。

(6) 母は先に死んだ孫（嫁出した娘の子）の所に行きたいと遺言し、嫁出した娘の嫁ぎ先の家の墓。父は家の先祖の墓。

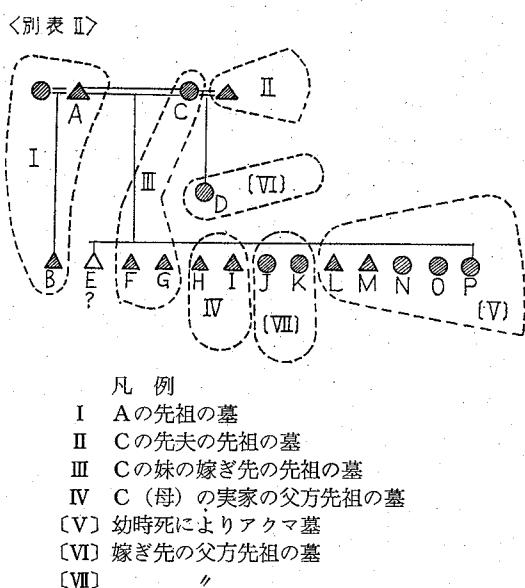
(7) 父は母の所へ養子に来たが、死後実家の先祖の墓へ。

(8) ナースの墓に母は行き、父は家の先祖の墓。

しかし、ここでもうひとつ問題が提起される。それは前述の別入墓の逆の型、すなわち△同入墓▽であっても、男が妻方の墓へ同入墓という例もあるということである。さらに夫婦同入墓でも、これが父方祖父母の世代の墓と父母の世代の墓が一致しているかというと必ずしもそうではなく、二世代の墓地を検討してみると、△夫婦別入墓▽・△親子別入墓▽という同一夫婦・同一家系における墓地の分離の率はさわめて高くなるといわなければならない。

また現在の夫婦について、座談の際世論調査的に「死んだらどこに行きたいか」と質問すると、結果的に将来夫婦別入墓になつたり、妻方、あるいは母の里方の墓へ行くことになるという例が意外に多いことに驚かされるのである。結論的いうと、池間島には①夫婦は同じ墓でなければならぬい。②同一家系の者は同一の系統の墓に入るるものである。といふイデオロギー、あるいは考え方とは、当然のものとしては何等存在しないといふことが言える。次に典型的な別入墓制の具体例を一例あげる。

〔伊計金四郎氏の家の場合〕（別表II参照）伊計氏（E）の父（A）は一男（B）をもうけたのち妻をなくし、妻は



伊計氏の先祖の墓に入った。伊計氏の母（C）は一女（D）をうんだのち夫をなくし、夫は夫の家の先祖の墓に入つた。その後AとCはそれぞれ双方の子（B・D）を連れて再婚し、伊計金四郎氏をはじめとする十二人の子（F～P）をうんだ。（うち五人は誕生後すぐに死亡したのでアクマとなる。のこり七人のうち、男は五人）。父は死後、先妻が先に入っている家の先祖の墓に入り、先妻との間に出来たつれ子である（B）も父と同じ墓に入つた。母は母の妹の嫁ぎ先の家の墓に入つた。連れ娘（D）はとついだ。と

これが再婚後生まれた子供（男）のうち二人（F・G）は母と同じ墓に入り、残り二人（H・I）は母の実家の墓に入つた。たゞ一人生きのこつた男性である伊計氏（E）は現在、死んだらどこの墓に入ろうかと迷つてゐる。

〔III〕まとめ

①沖縄宮古群島池間島（宮古平良市池間・前里）には夫婦別入墓・相続入たる戸主の親子別入墓などの慣習が存在するが、これは宮古島北部諸地域においても一般的な慣習ではなく、現在のところ南西諸島の他の諸地域でも報告はみられない。

②寺院との関連の弱さ、ばくぜんとした祖靈化の早れ、日本内地の尺度で測つた場合の単系祖先を崇拜する観念の稀薄さ、などがみられる。

③別入墓を古いはずかしいもの、周囲の慣習と著しく異なつてゐるという認識が近年発達しつつあり、現世帯主の中に従来の共同墓から分離、家墓として独立した墓を形成しようとする過程にあり、今後の増加が充分予想されるので、池間の別入墓制も次第に減少して行くであろう。

池間島のいわば「入墓規制」とも呼ぶべき習俗は、池間島の家族・親族の分析にひとつ重要な視角を与えてくれるようと思う。というのは「入墓規制」の諸形態、すなわち墓への affiliation は次の二つに類別出来る。

- (A) consanguineal な傾向
- (B) affinal な傾向

A は前述の諸事例（夫婦別入墓）に見られるように ego からいえば、父は父の父に、母は母の父に選択決定して入墓した。すなわち父方母方双方の祖父に比重をおいたところの ambilineal な「入墓規制」を見ることが出来る。

B はほとんど妻と墓を共にするところの、いわば夫婦同入墓である。しかも妻は妻の父の墓に入つてゐる。そこに夫は入墓するという形である。したがつて affinal な傾向といつても、妻及び妻の父との関係内に大部分が決定されている。これは子の立場から見れば母は母の父に関係をもち、父がそこにはひかれるという形である。すると A と B のちがいは同時に今までたびたびのべたようによく「夫婦別入墓」と「夫婦同入墓」といいかえても良い。結局池間島の「入墓規制」は血族的な関係の強調と姻族関係の強調とが相互に排他的な要素とならないで、それらの相互補完的な組織として存在している。

池間島では死後の生活はもつとも信頼し、愛情を抱くところの者と共に過ごしたいというイデオロギーに支えられてゐる。その世界は天上である。そこでその道行きと生活の相手を血族なり姻族なりの間から選択決定する。この選択決定の多様さが、同時に池間の家族や親族組織の精神的支柱原理であると思う。

かかる態様の「入墓規制」は子からみて、ambilineal な強調と、母方血族への強調とがみられる。それらを世代との関係で見れば、いわゆる ambilineal と utrolateral との傾

向が看取出来ぬ。

註 (2) 本章は前記の学会発表及び左記の報告と一部重複する。

拙稿『宮古島北部の社会と儀式』、東京都立大学南西諸島研究

委員会編・『沖縄の社会と宗教』所収、110頁-111頁。

平凡社刊、昭和四〇年。

(22) 参照文献、拙稿「池間島における婚姻」、『日本民俗学会報』

四号七頁-十五頁。拙稿「宮古漁村社会の概況」、「民族学研究」

第二七卷一號、十九頁-二五頁。

(23) 小川 徹「南西諸島における親族集団称呼の若干に関する年

代論的知見」、「民族学研究」第三〇卷一號。

(24) 馬淵東一「沖縄先島のオナリ神」(2)・(1)『日本民俗学』第一

卷四号 (四九頁-五七頁)、第三卷一號 (K11頁-一八〇頁)

(25) 複葬制 (multiple disposal)

ERIKA KANEKO "The Death Ritual" RYUKYUAN

CULTURE AND SOCIETY, pp. 25-29, University of

Hawaii Press, 1964.

(26) 森田真弘「仲間屋真小伝 (池間島農業略史)」105頁-1

○八頁。内外水産研究所、一九六一年。

(27) 島尻部落については左記の報告を参照せよ。ただし。

鎌田久子「宮古島島尻聞書」「伝承文化」第一号、三九頁-四九頁

(28) ツカサの中やもへる高位で、中心となる女性。

(29) かかる分析については次の文献における主張と関係をもつ。

村武精一「"Unilateral filiation" (縦並木の題)」、「共同体比較研究会編・

1964年。

FREEMAN, J. D. *Iban Agriculture*, London, 1939.

"The Iban of Western Borneo" Social Structure
in Southeast Asia. New York, 1960, pp. 65-

87.

四、考古学の資料にみる男女別墓

一九五七 (昭和三十二) 年八月に金闇丈夫氏をはじめとする
九人のメンバーで発掘された山口県豊浦郡豊北町の土井ヶ浜
遺跡においては、非常に顕著な傾向として、男性は墓地の東
部に女性は西部ほとんどに分離して葬られてゐる。時代は
弥生時代初期となる。

註 (3) By ERIKA KANEKO "ASIAN PERSPECTIVES 4
Japan" The Bulletin of the Far-Eastern Prehistory
Association, Vol. III No. 1, p. 52. HONG KONG UNIVER-
SITY PRESS, 1966.

おなじく金子エリカ女史の報告は『日本考古学年報十』に詳
告されたものを金子エリカ女史が英訳し、若干のコメントを付
したものである。同遺跡の発掘メンバーの一員でもあられた小
林行雄氏はその著書『古墳の話』(岩波新書) の中やむ本論に
関連する考古学的問題をのべておられるが詳細はわからん。筆者は考古学には門外漢であるが、これらの事実は非常に興味
深い。

五、あとがき

以上日本における複数家・男女別墓・親子別墓及び沖縄地

間島の事例に関する従来の先学諸氏の御研究及び私個人の調査資料をひとつの一意図のもとに配列した。そのひとつの一意図、それは複檀家・男女別墓・親子別墓をとおして見た日本の親族組織の研究という点にある。つまり日本の家族・親族は相続と祖先祭祀ということで△出自▽や△系譜▽が決定されている。少くとも従来△同族▽の問題が論じられ、調査がなされる場合、財産の相続と祖先祭祀の継承を誰がするかといふようなことが△家▽や△親族▽を考える際の基準になつた。それはそれで充分有効性を発揮しているし、とくに異をはさむものではない。しかし、そこでそれだけで良いのか。日本のが△家▽といふのはそれだけで説明できるのか、そんなに単純なのかという疑問がとりもなおさず本論の出発点になり、それを刺戟したのは、前述の沖縄研究であった。

池間島の墓制を支えるイデオロギーは池間島の複雑な親族組織に反映し、その精神的支柱となっている。

墓制と檀家制を直接結びつけることは早計に過ぎるかもしれない。しかし少くとも近世の日本の檀家制が△家▽と結びついていたことは多くの面で否定出来ないし、池間島といふ檀家制度のない島の墓制を檀家制度におきかえることには、ひとつ飛躍があるかもしだれぬが、えてそれを試みてみると、従来の報告では、桜田氏の「野母村」をはじめとするいくつかの事例におきかえることが可能である。

とすれば、内地の複檀家制を支える考え方が△家▽や△親族組織▽に反映がみられるかもしだれないという疑問をも

つことは無理なことであろうか。残念ながら、従来の報告に示された資料においては複檀家制・男女別墓制の背景をなす社会の構造については余り説明されていない。これは「宗門改入別帳」その他、資料的な制約もあることなので先学の諸氏もそれを意識されたのであらうが無理だったのだろう。複檀家制や男女別墓制が完全に親族組織と複合するとは言いきれないだろうが、池間島の事例にある如く、否定しきるわけにはゆかない。

△半檀家制の成立▽について理論的な予想を立てられたのは最上孝敬氏である。最上氏の本研究に関する貢献ははかりしれない。また日本の△家▽、とくに興味深い△分住隠居▽制の問題の解釈に半檀家・男女別墓の事例と解釈（それは最上氏の解釈の系譜を引くが）を導入した竹田旦氏の態度には最初からこれを家族・親族の問題として考えられた桜田勝徳氏と共に敬服すべきものである。そしてそれはまた柳田先生の考え方の中に古くから存在したであろうことは想像するに難くない。

本論にとりあげた問題はひとつ私の仮説の一端を示すものであるが、問題は余りにも大き過ぎる。よって今後意識的にこれらの調査分析が進められることによつて、いかなることがおこるかそれも明言できない。ただ私は半檀家の成立を男の権威が確立する過程での過渡的な現象という解釈をされる△最上・竹田説▽には疑問をもつ。私は逆に本来、少くとも一般人の家においては一家一寺（それは家長によって規定

される)的なものは新しい形で、それ以前は複檀家的な考え方方が日本の△家▽や△親族▽の間に一般的であったろうと推察するのである。もちろん檀家制度というものの成立は近世できわめて政治的なものである。私が考えるのはそういう檀家制の中でも複檀家は存在したし男女別墓もみられた。それが存在するためには強制的にそうさせられたものでない限り、それを支えた△不思議でいけないものと考えなかつた▽イデオロギーの存在に注目したいのである。そういったイデオロギーに支えられたものが、こういう制度をもつており、それは近世をどうして次第に統一されてきて、明治に至つてほとんど消滅するのであり、決して一時的なものではなかつたということである。ある面において言えば△家父長制▽の確立以前の日本の村落社会における家族・親族の姿を示すものではないかと推察するのである。少くとも前掲の資料に示された地域では、池間島にみられるような親族組織への反映がみられたのではなかろうか。

私は事例の△まとめ▽のところで△半檀家▽を△複檀家▽と呼ぶことについてふれたが、△複檀家▽の事例を検討すれば、このような制度や慣習が本質的には、△特定の権威▽とあまり関係がなく、むしろ△親族組織を支えるイデオロギー▽の問題としてとらえることがより妥当であることが理解しうるのである。

ともあれ日本の親族組織の研究や家族の研究での問題の処理の仕方が、自明のこととして祖先祭祀を単純に処理してい

るくらいがあるし、日本の族制研究において一度既成概念を徹底的にぶちこわして考えなおしてみる必要がありはしないかということを主張し、本論にとりあげた資料をとうして考え方をまとめて行きたいと思うのである。㊷

註 例 中世の検地帳などにみられる家父長制の姿が、そのまま実生

活につながると考えるのはそれだけでは承服しがたいし、地域差(同時点における)は当然あつたであろう。

(2) この問題については左記の論文や発表から得る示唆が大きか

った。

①馬淵東一「波照間島その他の氏子組織」『日本民俗学会報』四一号。一頁一十一頁。

②村武精一「日本『民俗村落』の社会組織—日本家族をめぐる社会民俗学的覚え書」『思想』四九七号。一五三頁一六二頁 昭和四十年十一月。

村武精一「日本族制研究における構造論」昭和四一年度、相模民俗学会総会における特別講演。昭和四一年六月。

△追記▽

千葉県長生郡一松地区の調査に随行して下さった上智大学史学科学生岡田宏二君の御協力と、本稿執筆の途中、早大の洞富雄教授の近著について、わざわざ電話でお教示下さった大林太良氏に感謝する。残念ながら洞氏の近著についてはこれを手に入れることが出来なかつた。

(一九六六年六月二五日脱稿)